

2013年4月11日 ふるさとづくり会議に提案

日本再生ふるさと開拓計画

弁護士 後藤 孝典

はじめに

私は、バブル崩壊以後、この17年間、主として、中小企業の事業再生、事業承継の仕事をしてきました。昨年は法務大臣から、私が主催する研究会（一般社団法人日本企業再建研究会）が「中小企業・事業承継・裁判外紛争解決手続き」（ADR）の認証を得ました（この認証を得た「中小企業」の意味は、法律で定義する中小企業より遥かに範囲が広く、学校法人、宗教法人、医療法人など非営利法人のほか、農業協同組合、漁業協同組合、農業生産法人や、小規模企業、個人事業にいたるまで、上場企業以外のすべての事業体が含まれています）。このため、「ふるさと再生」も、私としては、「ふるさとで生産活動に従事する農業、林業、漁業など事業経営体の事業再生」という観点を基礎にして考えてみたいと思います。

私は、「歩く」ことが好きで、47歳の頃から、山や山さとや旧街道をずいぶんと歩いてきました。江戸幕府の道中奉行が管轄していた旧五街道については、あしかけ4年ほどかけて、すべて踏破しました。この二つの経験のなかから、この「ふるさと再生計画」を考えつきました。

旧五街道を歩こうと思ったきっかけは、ネットで江戸幕府が直轄していた五街道についての地図を発見したことにあります。一つの街道に付き一卷の巻物のような地図です。そこには、分岐点の目印と共に神社仏閣の歴史、都から流れてきたやんごとなき公家の館跡、戦いと戦に倒れた武将の歴史まで書きこまれており、わくわくさせる物でした。五街道を踏破するため、晴れた日の土日だけを使い、自宅から前回歩き終わった地点まで電車などで行き、その地点から歩き始め、歩き終わった地点の近くで一泊し、翌日早朝また歩き始め、歩き終わった地点からタクシー・バス・電車・新幹線を使って自宅に帰り着く、これを毎回繰り返す方法です。この体験から生まれた発想であることをまずお伝えしておきます。

第一 日本再生ふるさと開拓使創設 理念と構想

「ふるさと」を「誇りある生活の場」として開拓することを目的とする。円高・デフレからの脱却を目指す安倍総理が、その実現のため、金融緩和、財政出動と並んで三本目の矢

として「民間投資を喚起する成長戦略」を掲げ、その実行に踏み込もうとしています。この観点から、本計画案は、日本人の心が還りゆく「ふるさと」を温存しつつ、三本目の矢である「民間投資を喚起する成長戦略」を「ふるさと」の場において実現する方策はないかという観点から具体策を提案しようとするものです。

現状として、「ふるさと」は若者に働く職場を提供できる力を失っており、経済的疲弊の極限状態にあるから、「ふるさと」の中から自生的に働く職場の創出を期待することは困難である。しかし、本来「ふるさと」には土地があり、水があり、文化があり、歴史があるのであるから、都市に比し始原的価値の優位にある。それらの普遍的優位性を否定するものを外部から持ち込むときは、たちまちに「ふるさと」の怒りを買って拒絶され、「ふるさと再生」に貢献することは不可能であろう。

さらに考慮すべきは、課題が、国の施策として実行すべきものとして設定されているのであるから、ある特定地域にのみ[ふるさと再生]の意義を有すればよいとすることは許されず、地理的に日本列島全体を包摂できるような何物かであることを要求されることとならなければならない。

飛鳥時代以前から西国と東国を結ぶ街道が存在したことが知られているが、日本列島全域に街道が発達したのは、江戸時代における参勤交代制度によるものであった。かかる交通路の発達には、各地に手工業、特産品を発達させ、神社仏閣、名所旧跡を保存させ高度な産業文化を発展させただけでなく、その土地の文化的発展を他地域に運び、伝え、拡散し、それと交換的に、他地域の産業的文化的発展物を当該地域にもたらした。つまり、江戸の文化を各地域にもたらし逆に各地域の自生の文化を江戸に運ぶとともに、あらゆる地域文化の相互較正的発達を実現した。このように日本を一つに結び付けた旧街道の存在は、西欧にもアジアにもほかに例を見ない。このため、天皇を戴くことが悠久の時間を越えて縦に日本の国柄を貫いたのに対し、街道は日本の骨格を横断的に形成した。

街道の道端に今も捨て置かれている「馬頭観世音」の石板は、何百年か前、馬子に引かれた馬が、背に乗せる荷物の重さに耐えかねて、この場所にへたれ込み、二度と立ち上がれなかったのかもしれない、倒れた馬に手を合わせて祈る馬子と祈られる息絶えた馬の、二つながらの魂の存在を感じさせるようでもあります。旧街道は、西洋でもないアジアでもない、原日本的な、人間と生きとし生けるものとの交流を今に伝えているのです。今もなお、人々の住む家や町や村や学び舎は旧街道沿いに現存し、各地域の手工業品、特産品は旧街道沿いに生産され、神社仏閣、名所旧跡は旧街道に沿って点在している。このように日本における「ふるさと」概念の基底部には、旧街道が文化的、歴史の実体として存在している。

本計画は、市町村、農村、山間、漁村の各地域において「ふるさと」概念を構成する実態の中に、農業生産能力、漁業生産能力、工業生産能力、観光業的生産能力ないし生産潜在能力が実在していることを承認し、これが存在を熟知する各地域密着型諸団体の指導的地にある人々（本会議に参加されているような人々）に、各地域の生産情報拠点において文化的流通を担う能力があることを承認して、かかる文化の流通活性化のための触媒として、かかる人々に国として承認の印を付与して、「ふるさと」の各地域を誇りある生活の場として開拓しようとするものである。

本提案は、別紙図表のとおり、ふるさとの再生を、「ふるさと開拓使」の創設を中心として人的側面から、「歩け歩け運動 街道の整備」の物的側面から、「ふるさと市場 祭り」の精神的側面から、「ふるさと開拓ファンド事業」の経済的側面からと立体的に構成しようとするものである。

既に、街道整備等に関しては、歴史街道推進協議会、全国街道交流会議、またふるさとの産業に関しては、山村留学、田舎に住もう等いろいろな試みがなされている。これらを縦断的に旧街道を軸とする「ふるさと開拓使」を設置することにより、より柔軟に、総合的に、ふるさと再生問題を考えようとするものである。

第二 国家認定「ふるさと開拓使」制度の創設

1 認定

特定の街道に関する知識、地域農業、地場産業、地域の特産品、地域の産業技術についての知識を有していること並びに自らが担当する旧街道を踏破していることを一つの条件としたい。大学准教授並みのレベルを有するものを、特定の指定街道ごとに、例えば、5宿場ごとに1名以上、旧五街道のように長大な街道については10名以上、平均としては各街道5名、全国で見れば合計で300名前後を「ふるさと開拓使」として認定する。

かなり広範囲の分野に於ける経験と知識を要するため、総務省、地方自治体等での地方行政と国家行政に明るい人材が、ある程度、必要となる。総務省、地方自治体勤務を退任された方々が必要となるであろう。

2 料金報酬

登録を受けた開拓使は、国から報酬等は支給されないものとし、開拓使から指導、支援を受ける者ならびに開拓使からの提案を受ける国及び市町村等地方行政団体から料金報酬を受けることが出来るものとする。

3 登録

「ふるさと開拓使」となる者に対しては、約300名に限り、登録料を徴収して氏名等を登録し、登録票を交付するとともに各地方の大学施設内に事務所を設置する。国は、登録者を公表する。「ふるさと開拓使」はその地位に相応しい栄誉を受ける。

4 報告

登録「ふるさと開拓使」は、担当大臣の監督下に置かれ、毎年、その活動状況を報告しなければならない。また、ふるさと開拓使間での情報交換を密にする必要から、1, 2ヶ月に一度は、集会を開く事を義務づける。

5 再登録

登録の有効期間は、三年程度に限定し、簡単な検査によって、再登録を認める。

6 権限

登録「ふるさと開拓使」は、有償または無償で、特定の指定街道、及び本計画に定める「ふるさと」開拓事業に関連して、何代も家業として承継されている地場の産業、産品、技術、農耕の方法、漁業の方法、老舗の歴史、街道並びに近傍の歴史等に付き、成人及び大学、高校、中学の学生、児童に対し、公的施設における催し、ラジオ放送番組、テレビジョン放映番組などに出演して、解説する責任をになう。

7 ラジオ放送番組、テレビジョン放映番組の買取

国は、ふるさと開拓使が、前項規定の家業、老舗等をラジオ放送番組、テレビジョン放映番組を通じて周知させるため、必要に応じ、定期的ないし不定期的ラジオ放送番組、テレビジョン放映番組のスポンサーとなる責務を負う。

8 ふるさと開拓使役場

国は、登録開拓使に、無償で、地域の大学と提携して、同大学において事務室を設ける便宜並びに研究施設利用、研究室利用の便宜を提供し、併せて、登録者に本計画に関する研究内容、実践結果を出版、講演、講義する便宜を提供する。事務所（研究施設）内に2, 3人の事務員を持つことが認められる。

9 法的地位

法的には、担当大臣から委嘱を受けた無給の一般職国家公務員と構成するより、担当大臣から委嘱を受けた、かつ担当大臣の監督下にある、無給の特別職国家公務員と構成する方がその職務内容に相応しいであろう。

10 全国ふるさと開拓使協会

登録開拓使は、相互の情報交換とふるさと開拓使共通の利益をはかるため、全国ふるさと開拓使協会を組織する。

全国ふるさと開拓使協会は、一に限って設立されるものとし、登録ふるさと開拓使はすべてこれに所属しなければならない。

全国ふるさと開拓使協会は事務所ならびに事務責任者を定めなければならない。事務責任者に、呼称として、協会長等の名称を付すとしても、行政法上の特別な権限を有しない。担当大臣は、ふるさと開拓使にかかる事項に付き、全国ふるさと開拓使協会を監督する。

1 1 立法

国は、ふるさと開拓使創設のため、「日本再生ふるさと開拓使設置法」を制定し、所要の立法措置をとる。同法には、本「日本再生ふるさと開拓計画」案に記載する、ふるさと開拓使に対し権限を付与する事項、及びふるさと開拓使の権限行使を規制する事項、街道が通過する地方公共団体との調整を要する事項、国に対する報告事項、全国ふるさと開拓使協会に関する事項等「日本再生ふるさと開拓計画」の全般を包含するものでなければならない。

第三 歩け歩け運動の創設

1 歩け歩け街道の指定

担当大臣は、江戸幕府直轄の旧五街道（旧東海道、旧中仙道、旧甲州街道、旧日光街道（例弊使街道、壬生街道も含む）、旧奥州街道（女石まで））並びに江戸時代の参勤交代に使われた旧街道を中心に、主として別紙に記載した62街道を念頭に、北海道から沖縄までの新旧の街道を、歩け歩け街道として指定し、これを公表する。

街道の指定は、その始点、終点、位置、幅、一里塚、追分、旧来から設置されている主要な標識を示してするものとする。

街道の指定は、あわせて、ふるさと開拓使の行政法上の権限が及ぶ範囲を、その長さ及び幅を示してするものとする。ただし、その範囲は、地方公共団体の行政法上の範囲と一致することを要しない。

2 案内、解説

ふるさと開拓使は、有償で、特定の指定街道に付き、成人及び大学生、高校生、中学生、小学生、児童に対し、当該街道の案内人（教育者）となるほか、地場の技術、産業、産品、農耕の方法、漁業の方法、その他歴史等を解説することができる。

開拓使より学んだ小中学生を含む地元民が、自らふるさと案内人としての経験を積むことにより経済的な潤いと地元の歴史に自信と誇りを取り戻すことにもなると考える。

3 標識設置

国は、登録開拓使の上申に基づき、第一項の指定街道にかかる追分地点、左折ないし右折地点、その他街道がいずれの方向に向かっているかが分かりにくい地点、その近傍に著名神社仏閣又は名所旧跡が所在する地点、その他街道の歩行にあたって危険箇所を表示する必要がある地点に、街道標識を立てることができる。上記標識には、その一部として、無償で、トイレの位置、また有償で、近傍の食堂、コンビニ、旅館等の所在地を示す広告標識をあわせ設置することができる。登録開拓使は、これら標識を設置後、その場所、内容（徴収した料金を含む）を、当該標識の所在する地を管轄する地方公共団体を通じ、担当大臣に、報告しなければならない。

歩いていて一番の不安は、道を間違えていないか、食事ができる場所・食堂はどこにあるのか、トイレはどこまで行けばあるかというような事である。あとどれだけ歩けば、食事が出来るかなどわかれば、歩くのがもっともっと楽しくなるはずである。

4 ふるさと街道地図作成

ふるさと開拓使協会は、第一項の街道の所在場所を示すふるさと街道地図を作成し、有償で、一般に頒布することができる。

ふるさと街道地図は、精密な地形、高低を示すことを主目的とするものではなく、指定街道を歩行する者に歩行する上での便宜を提供することを主目的として作成されなければならない。

ふるさと街道地図は、指定街道の位置、指定街道近傍の神社仏閣、名所旧跡、山岳、湖池沼、道路法上の国道、県道等との位置関係を明示し、食堂、トイレの位置を表示するものでなければならず、第一項規定の、歩け歩け街道の指定要件をすべて記載するものでなければならない。

地図は本当に大事である。私も旧五街道の地図に出会ったからこそ、五街道踏破の夢が生まれた。

第四 歩道開拓整備事業

1 歩道整備

国は、指定街道のうち、道路法上の道路である部分並びに、道路法上の道路ではない部分であって歩行の困難ないし道路を走行する車両により歩行することが危険である部分について、高齢者ないし学童が歩行の困難ないし危険を感じないように、整備をしなければならない。国は必要な予算措置を講ずる。

実際に歩いた経験上、真っ直ぐに走る国道が、地形に合わせ曲がりくねっている旧街道を串刺しにして、寸断するように造られているところが多い。また旧街道が姿を消してしまい、その旧街道の位置が現在の国道になってしまっている箇所、歩道がない箇所ないし歩道部分の表示のない箇所は、歩くものにとって極めて危険である。旧街道の歩道の整備をすることにより、旧街道が災害時の逃避道としての役割も担えると考える。

また、常に歩道（街道）整備を必要とするため、その要員（地域の消防団員等を含める）はすべて地元民を雇うこととする。地元の雇用プラス治安にも良い影響があるはずである。

2 意見具申

ふるさと開拓使は、上記道路部分に該当する部分並びに歩行困難ないしは危険性の程度を特定した上、その整備方法に付き、国または関係地方公共団体に意見書を提出することができる。

第五 ふるさと開拓事業

1 考え方

本計画は、「ふるさと」を肉体労働をもって自然に働きかけ生産する場と定義しなおし、都会民をかかるとの意味での「ふるさと」に接近させ、導入させ、生産に参加させ、収穫物を取得させ、そうすることにより、経済的利益を「ふるさと」構成員に取得させ、他方、都会民に「ふるさと」における生産活動に参加する喜びを実現させようとするものである。これを実現する手段として、ふるさと開拓使の指導の下に、非農民（農地法上の農民に該当しない者）が農民の監督ないし指揮下で農業に参加すること、非漁民（漁業法上の漁業者ないし漁業従事者に該当しない者）が漁業者または漁業従事者の監督ないし指揮下で漁業に参加する方法を採用する。以下では、農業の場合のみを想定する。

2 実行方法

(1) 契約締結

- ① ふるさと開拓使は、地方公共団体と協力して、非農民が農業に非日常的に一定期間、農業に参加することについての、非農民と農民との間の「農耕等参加契約」に関する①典型契約書を作成し、同契約の締結の仲介並びに下記（3）の教示、同（4）の教示を行う。
- ② 契約書には、農民参加によって非農民に発生するかもしれない損害と、農民に発生するかもしれない損害を特定した上、相互に相手方は当該損害が故意によって発生したものでない限り損害賠償義務を負わない旨を規定する。
- ③ 地方公共団体は、その契約書の登録、保管、統計、公表等の事務、その他ふるさと開拓使との調整、下記寄付金とは対価性のない行政サービスを行う。

(2) ふるさと納税制度

- ① 契約は、原則、有償とし、下記の②と③のうち、どちらか、または両方を非農民が支払うものとし、非農民は、下記の③の対価、または自己が提供する労働の対価の性質を有するものとして、農民からなんらかの農産品を受取る旨を規定する。
- ② ふるさと納税制度（地方税法314条の7、寄付金税額控除制度）を利用し、「農耕等参加契約」締結農民の所属する市町村に寄付し、領収証の送付を受け、自己の確定申告書に添付する（金額は2000円以上、通常の子供二人、夫婦、年収700万円の人であれば年間4万円程度なら、住民税、所得税が3万円5000円程度控除される）。
- ③ 非農民が直接農民に支払う。

(3) 「ふるさと開拓使」の教示行為。

- ① 非農民に対する農業参加の具体的方法（ex 最適農産物の耕作方法、施肥方法）の指

導、種、種根菜類の入手方法の教示

② 非農民に対する農地賃貸借の奨励（賃貸借自体は農業委員会の管轄）

（４） 祭りへの参加についての教示

ふるさと開拓使は、非農民も非漁業者も、農民や漁民が地元の神社仏閣において催される祭礼、お祭りに、自然への収穫、漁獲の感謝をこめて、観光客としてではなく、地元民の一員として一緒に参加するよう、祭礼についての歴史等の解説を加えて教示する。

（５） 国、地方公共団体との調整

従来、農林水産省が主催してきたグリーンツーリズム等、文化庁が主催してきた国民文化祭等、地方公共団体が主催ないし助成してきた祭り等との調整を行う。

第六 ふるさと市場（いちば）事業

考え方

「ふるさと」を構成する農村、漁村、山村には自然の中に生育する動植物魚介類が自生しており、これら自生品や、これら自生品に手工業的加工を加えた生産品を主として都会民に対して恒常的に販売する計画が考えられる。しかし、これら自生品ないしは手工業的加工品を販売することを目的として、大都会においては各県ごとのアンテナショップ物産店として、あるいは「道の駅」としての販売店舗がかなり大規模に存在しているので、「ふるさと開拓計画」としては、これら自生品ないしは手工業的加工品を季節的ないし定期的に販売することを計画する。

宿場、宿場で土日に定期的に朝市を開催する事も同時に考える。

実行方法

（１）各指定街道の近傍に組織された近隣住民で組織される任意団体ないしは地域組合が主催団体となり、各指定街道の近傍に存在する神社仏閣、名所旧跡に接続する集会場所あるいは広場、ないしは地域の公民館を開催場所として、定期的（例えば、毎月〇の日、毎週土曜日など）あるいは季節的に（例えば、春分の日、秋分の日、〇〇神社祭礼日）ごとに、加工品を有償販売する。この開催日が、当該神社仏閣等の祭礼日と重なる場合には、前記「第五 ふるさと開拓事業」の「４ 祭りへの参加についての教示」もこの開催場所で行うこととし、必要な調整を行う。

（２）「ふるさと開拓使」は、ふるさと市場事業主催者に対し、有償または無償で、販売すべき自生物ないし加工品を推薦する。

第七 ふるさと開拓ファンド事業

考え方

各指定予定街道の近隣で自生ないし栽培する植物、動物、鉱物、海産類を原料ないし材料として誘導される化学物質ないし工業的に製造される製品、商品はきわめて種類も多く豊富であるが、それらを製品あるいは商品として販売可能な段階まで工業化するには、工業化の最終段階で、大量製造技術ないし商品製造方法を完成しなければならない。しかし、そのためには多大な資金を必要とするのが通常である。ところが、各指定予定街道の近隣では投資資金保有者は稀有に近く、当該地域でかかる必要資金を調達することは極めて困難であるし、地域銀行や都市銀行は、かかる新規事業に投資する資金を供給する能力も気概も失って久しい。他方、国の行政機関が関与する助成金は、あくまで助成金に止まり新事業投資資金としては著しく不十分である。このため、大量生産技術ないし商品製造方法は完成せず、製品化、商品化は停滞してしまっている。この事態の上に、わが国が TPP 条約に参加することとなれば、これら農村、漁村に基礎を置く製品化、商品化は決定的に遅延するか、製品化、商品化をあきらめるほかない事例が出来ることが予測される。このため、この事態を急速に打開するため、民間資金の呼び水として、国家資金を事業資金として投下する必要がある。

しかし、かかる大量生産ないし商品製造は、各指定予定街道の近隣で自生ないし栽培する植物、動物、鉱物、海産類を原料ないし材料とするものであるから、これらを収集し供給する農民、畜産業者、漁民等はかかる技術ないし生産方法の完成に多大な利害関係を有する。また農産物海産物等工業に優良な当該地域の労働力を確保する観点からも、新事業投資資金は、可能な限り、これら原料材料供給者となる農民、畜産業者、漁民等から集めることが望ましい。また、かかる新事業は、安倍政権の日本再生のための三本目の矢である「民間投資を喚起する成長戦略」を農村漁村等において実現する手法として位置づけるものであるから、民間資金が安心して投資されるよう、呼び水として、国も一部資金を投資すべきである。しかし、かかる目的を実現するには、投資者保護の観点からも、国に利益を確保する観点からも、既存の法律の改正作業等を必要とする。

なお、すでに、①農産物等を生産、加工、販売まで含んだ六次産業化の観点から事業計画の推進がなされているが、本件ファンド事業は、「農山漁村の産業化」ではなく、「農産物漁獲物」を原料とする大量生産技術の工業化の最終段階を実現しようとするものであるから、目的が異なる。ただし、販売も産業として捉えることは可能であるし、六次産業化の対象として扱われている物品は、主として、農業生産物、漁業生産物の加工品であるから、本計画との統合が考えられる。また、②農業生産物、漁業生産物の商品化については、すでに「農商工連携事業」（「工」と「商」が主体となったものを含む）、そして中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新支援事業（サービス分野も含む）が実施されているところ

であり、これらはいずれも、本計画が実現しようとする「ふるさと再生」の観点からは同じ目的を実現することとなる事業であると捉えなおすことができるので、これらと統合する方途が考えられるべきであろう。

実行方法

1 農産物海産物等工業化事業ファンド

国は、各指定予定街道の近隣で自生ないし栽培する植物、動物、海産類を原料として誘導される化学物質ないし工業製品を、安価に市場に販売する目的をもって、大量生産技術ないし商品化技術を完成させるための事業資金を、各指定予定街道の近隣でかかる工業製品の原料となる自然自生・栽培物を収穫することを日常の業務とする農民、牧畜民、漁民等ないしそれらを組織化する事業体から出資ないし社債等の応募により集めるものとし、かかる事業者の資金取得活動を助成するため、農産物海産物等工業化事業ファンドを組成し、概略次のような構成とする。

2 仕組み

農産物海産物等工業化事業ファンドを、安倍政権の日本再生のための三本目の矢である「民間投資を喚起する成長戦略」を農村漁村等において実現する手法として位置づけ、原則として、各指定街道ごとに一つの農産物海産物等工業化事業ファンドを設立する。原則として、全国に約60の農産物海産物等工業化事業ファンドを設立する。各ファンドの出資金は、原則として、10億円と想定する。一ファンドにつき、原則として、5つ以下の事業ないし工場に対し投資することを想定する。1つの工場に対する投資金額の総額いかんにかかわらず、本計画が関与する同工場に対する投資額は、原則として、10億円以下と想定する。農産物海産物等工業化ファンドの司令塔の役割を果たす組織として、担当大臣の管轄の下に、預金保険機構の100%子会社として株式会社農産物海産物等工業化支援機構を設立する。

なお、中小企業金融円滑化法期限切れ後の諸施策が一段落したときは、地域経済活性化支援機構法64条の趣旨に基づき、同法を一部改正して、株式会社地域経済活性化支援機構と株式会社農産物海産物等工業化支援機構を統合することも考えられる。

3 投資額

出資金は、一ファンドにつき、民間から2億5000万。地元銀行5行から1行あたり1億。国から2億5000万、合計10億、借入金総額は40億円を限度として想定する。国は本事業遂行のため、預金保険機構を通じて株式会社農産物海産物等工業化支援機構に150億円を出資し、株式会社農産物海産物等工業化支援機構は同額を出資総額として各ファンドに対し2億5000万円を上限として出資する。債権者を金融機関とし、債務者を各ファンドとする主債務につき、株式会社農産物海産物等工業化支援機構は総額2400億円を限度額とする借入保証枠を設定する。各ファンドはその出資金の4倍まで金融機関等から借入することができる。

3 事業計画策定

ふるさと開拓使は各農産物海産物等工業化事業ファンドにつき、無限責任組合員の選定、有限責任組合員（銀行、民間人を含む）の選定、5以下の投資対象事業の選定を行い、各投資対象事業の事業者が策定して提出する事業計画書に基づいて、かつ、中小企業診断士の協力を得て、各投資対象事業ごとに投資事業計画を策定して、担当大臣に提出する。同計画は、期間を10年以内とし、投資資金の回収方法をさだめなければならない。

4 立法

立法の目的として、日本再生のため民間投資を喚起する成長戦略を農村漁村等において実現する手法として位置づけ、原則として、各指定街道に一つの農産物海産物等工業化事業ファンドを設立すること、同ファンドの組成を円滑ならしめるべく、金融商品取引法、投資事業有限責任組合契約に関する法律を一部改正する部分を含む「(仮称)農産物海産物等工業化投資事業有限責任組合特別措置法」を立法し、次のような規定を設けるものとする。

- ① 預金保険機構の100%子会社として株式会社農産物海産物等工業化支援機構を設立すること、株式会社農産物海産物等工業化支援機構は農産物海産物等工業化事業ファンドに出資すること、株式会社農産物海産物等工業化支援機構は農産物海産物等工業化事業ファンドの金融機関借入金につき保証すること、その保証の限度額、保証料
- ② 農産物海産物等工業化事業ファンドの無限責任組合員は、組合の業務を執行するに当たり、「ふるさと開拓使」の意見をきかなければならないこと。
- ③ 株式会社農産物海産物等工業化支援機構は農産物海産物等工業化事業ファンドに有限責任組合員として出資すること、その出資の種類、出資の限度額、
- ④ 出資金拠出者の公示方法
- ⑤ 借入金の限度額、借入金の返済方法、
- ⑥ 余裕金の運用方法、利益及び損失の分配割合、組合の存続期間、解散事由、清算方法、残余財産の分割方法
- ⑦ 本計画と、六次産業化事業、農商工連携事業、中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新支援事業とを統合する場合には、本計画との調整にかかる所要事項、本ファンドからの事業資金投資対象の選定基準等
- ⑧ 株式会社農産物海産物等工業化支援機構が株式会社地域経済活性化支援機構と統合する場合には、本計画との調整にかかる所要事項

以上

歩け歩け街道 一覧

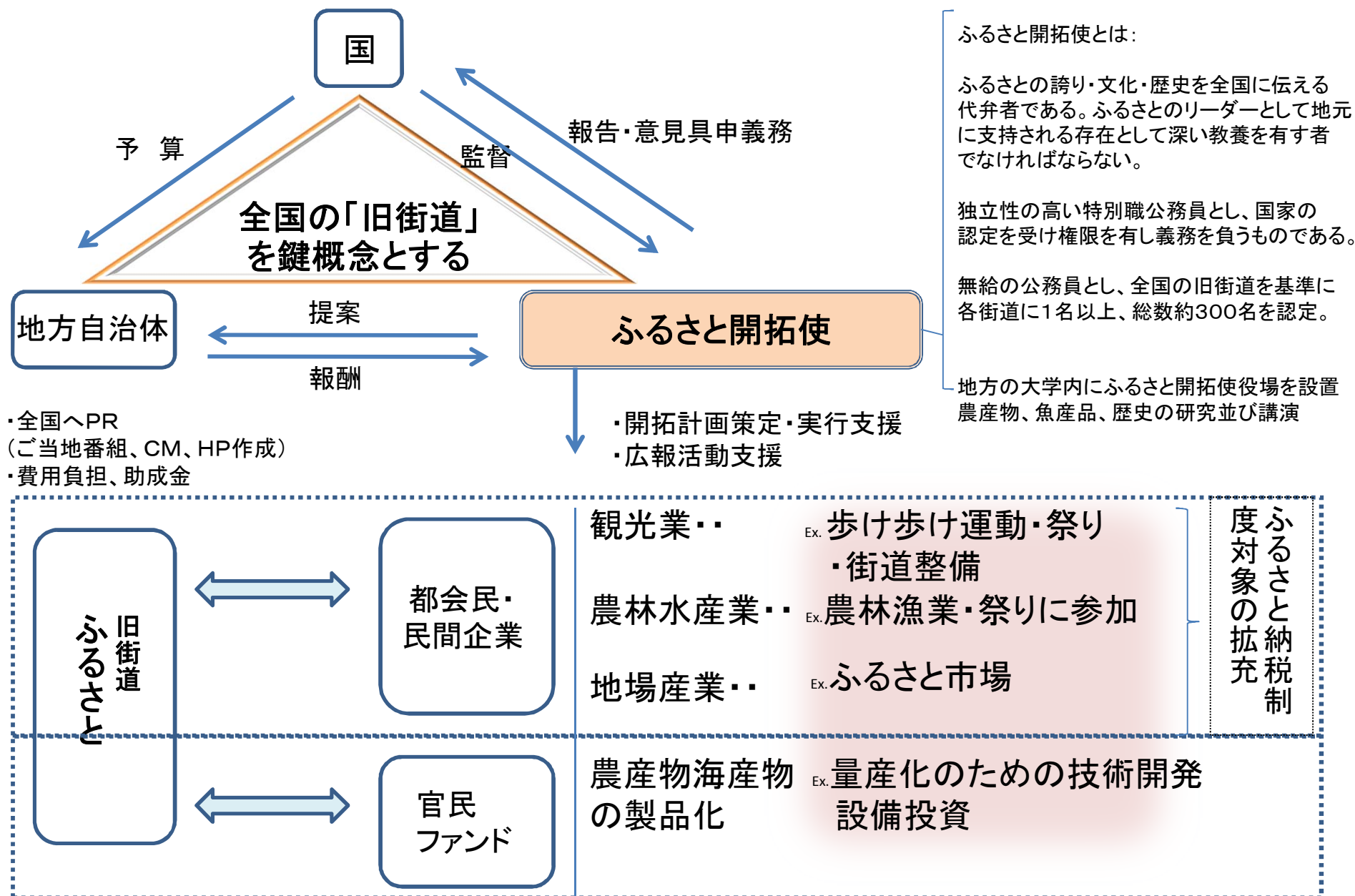
- 1.北海道 ガーデン街道（旭川～富良野～十勝）
ふゆスパ街道
- 2.旧奥州街道 宇都宮宿—女石追分まで
陸奥女石追分から—津軽三厩まで
- 3.東山道（大和国—伊勢—尾張—美濃—神坂峠—天竜川—杖突峠—諏訪—雨境峠—碓氷峠）
- 4.旧日光街道 日本橋—宇都宮宿 例幣使街道、壬生街道、千人同心街道
- 5.旧甲州街道 日本橋—下諏訪
- 6.旧東海道 日本橋—京都三条大橋
- 7.旧中山道 日本橋—京都三条大橋
- 8.三州街道（伊那街道） 中山道塩尻—杣路峠—三河足助—岡崎
- 9.下仁田海道 中山道本庄—中山道借宿
- 10.信州街道 高崎—須坂福島
- 11.佐久甲州街道 中山道岩村田—葦崎
- 12.秋葉街道（塩の道、遠信街道、中馬街道）
- 13.千国街道（塩の道、糸魚川—中山道塩尻）
- 13.北国街道 中山道追分—新潟県出雲崎
- 14.三国街道 中山道高崎—新潟県寺泊
- 15.足尾銅山街道 足尾銅山—群馬県平塚
- 16.陸前浜街道
- 17.羽州街道
- 18.奈良街道・大和街道、
- 19.京街道、
- 20.丹波街道、
- 21.宮津街道、
- 22.九里半街道、
- 23.因幡街道（播磨国姫路—因幡国鳥取）
- 24.但馬街道（姫路—生野峠—城崎）
- 25.上方街道（智頭街道）
- 26.旧西国街道 京都東寺—下関
- 27.唐津街道
- 28.島原街道（諫早—愛野）
- 29.日田往還（日田—山家、日田—久留米、日田—別府、日田—熊本）

- 30.人吉街道（八代—鹿児島、坂本—日向街道妻町）
- 31.日向街道（小倉—鹿児島、佐土原—国分）
- 32.豊後街道
- 33.長崎街道 豊前小倉—長崎
- 34.薩摩街道 山家宿—鹿児島城
- 35.熊野古道
- 36.高野街道
- 37.伊勢参宮街道
- 38.金比羅五街道
- 39.四国遍路道 霊山寺—大窪寺
- 40.今治街道
- 41.伊予街道
- 42.宇和島街道
- 43.大洲街道
- 44.河北街道
- 45.小松街道
- 46.讃岐街道
- 47.志度街道
- 48.長尾街道
- 49.宿毛街道（東、西）
- 50.高松街道
- 51.多度津街道
- 52.土佐街道（東、北）
- 53.禰原街道
- 54.中村街道
- 55.松山街道
- 56.丸亀街道
- 57.撫養街道（淡路街道）
- 58.出雲街道（石見銀山街道）
- 59.山陰道
- 60.旧津和野街道
- 61.北浦街道（赤間関街道）
- 62.沖縄県 国頭方西海道（くにながみほうせい）
琉球歴史ロマン街道「宿道」

日本再生ふるさとと開拓計画

資料1

ふるさと懇談会提案 文責 弁護士後藤孝典



日本再生ふるさとと開拓計画

日本再生ふるさと開拓計画の理念と構想

「ふるさと」は、日本人の心の古里でありながら、同時に、未開拓の産業沃野である。
「ふるさと」の文化、歴史、産業に精通し深い教養を有する者を「ふるさと開拓使」として認定し、
「ふるさと開拓使」が中心となって、「ふるさと」を物的、精神的、経済的に再生、開拓していくものである。

「ふるさと開拓使」制度の創設

各ふるさとの文化歴史産業に精通する者であるとともに、ふるさとの再生、発展、継続を目的とする活動を担う「リーダー」として
地元で認められるような深い教養を持つ者を「ふるさと開拓使」として認定する。

各街道に1人以上、例えば、10宿場を単位に、全国で200人程を認定することとし、国が認定する国家資格者（特別職国家公務員）として権限を
有し、一方で国の監督を受け、国に対する報告意見具申の義務を負う。
名誉職として、無給国家資格とする。

「歩け歩け運動」「街道の整備」(物的側面)

「ふるさと」概念の基底には、旧街道が文化的、歴史的実体として存在。
地場産業も街道とともに発展してきたのであり、旧街道を鍵概念とすることで、ふるさとの再生、開拓の道が見えてくる。
「街道」は歩いてこそ、その文化、歴史を体感できるものであり、「歩道」の整備は観光事業としても位置づけることが可能である。

「ふるさと開拓事業」「ふるさと市場事業」(精神的側面)

「ふるさと」とは、肉体労働をもって自然に働きかけ生産する場である。また、祭りは肉体労働と密接な関係を有する「ふるさと」概念の要素である。
都会民に、ふるさとでの農林水産漁業や祭りへの参加を促し(「ふるさと開拓事業」)、ふるさとの地場産業の加工品を街道沿いで購入してもらう
(「ふるさと市場事業」)ことで、精神的結びつきを深める。

「ふるさと開拓ファンド事業」(経済的側面)

ふるさとの農産物海産物を原料とする工業製品の大量生産ないし商品化を図ることで、農林水産業の「工業化」を図る。
「ふるさと開拓使」が中心となり、「ふるさと」の農林水産業従事者を組織化するなどして投資環境を整えた上で、ここに「ふるさと開拓ファンド」(官
民ファンド)が投資を行うことで、経済的な支援を図っていく。

ふるさと開拓使

特別職公務員、ふるさとリーダー

歩け歩け運動 街道の整備

案内、歴史解説
地域ごとの教育現場を巡る歴史教育
地図作成、標識設置
歩道整備(災害時の避難路)
地域の観光産業(宿泊施設)との提携

ふるさと開拓事業 ふるさと市場事業

農耕、漁業、祭りへの参加
収穫の祭り、伝統ある祭りの
再生と実施
地場を活かした農産品、海産
物、手工業的加工品

ふるさと開拓ファンド

日本再生ふるさと開拓計画

歩け歩け街道の一部 一覧

- ・北海道 ガーデン街道（旭川～富良野～十勝）
ふゆスパ街道
- ・旧奥州街道 宇都宮宿—境の明神峠まで
陸奥白坂から—津軽三厩まで
- ・旧日光街道 日本橋—宇都宮宿 例幣使街道、壬生街道、千人同心街道
- ・旧甲州街道 日本橋—下諏訪
- ・旧東海道 日本橋—京都三条大橋
- ・旧中山道 日本橋—京都三条大橋
- ・奈良街道・大和街道
- ・京街道
- ・丹波街道
- ・朝鮮人街道
- ・宮津街道
- ・九里半街道
- ・姫路街道
- ・上方街道（智頭街道）
- ・北国街道
- ・三国街道
- ・陸前浜街道
- ・羽州街道
- ・旧西国街道 京都東寺—下関
- ・長崎街道 豊前小倉—長崎
- ・薩摩街道 山家宿—鹿児島城
- ・熊野古道
- ・高野街道
- ・伊勢参宮街道
- ・金比羅五街道
- ・四国遍路道 霊山寺—大窪寺
- ・広島県 旧津和野街道
- ・島根県 石見銀山街道
- ・島根県 木綿街道
- ・沖縄県 国頭方西海道（くにかみほうせい）
琉球歴史ロマン街道「宿道」